

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市の推進体制

① 中心市街地活性化を担当する統括組織

平成11年4月、中心市街地の活性化について取り組む専門の部署として、企画部に都心活性課を設置した。平成24年4月には、商工会議所や商業者等と一体となって総合的に活性化に取り組むべく産業部に編入し、まちなか活性課へと名称を変更している。

平成25年4月現在、課長1名、主幹1名、課長補佐1名、主査2名、担当4名、嘱託職員2名の計11名で構成している。

② 中心市街地活性化基本計画策定会議（平成25年4月）

中心市街地活性化基本計画を策定するために副市長を会長とし、全部局長等で構成する中心市街地活性化基本計画策定会議を設けた。より詳細な調査検討を行うため、策定会議の下部組織として幹事会を設けた。

【策定会議構成員】

役 職	職 名
会 長	副市長
副 会 長	副市長
委 員	教育長
	危機管理監
	総務部長
	財務部長
	企画部長
	文化市民部長
	福祉部長
	健康部長
	環境部長
	産業部長
	建設部長
	都市計画部長
	総合動植物公園部長
	市民病院事務局長
	会計管理者
上下水道局長	
消防長	

【幹事会構成員】

役 職	職 名
幹 事 長	副市長
副幹事長	副市長
幹 事	総務部長
	財務部長
	企画部長
	産業部長
	建設部長
	都市計画部長
	教育部長
	文化課長
	商工業振興課長
	まちなか活性課長
	都市交通課長
都市計画課長	

	教育部長
	議会事務局長

【開催概要】

■ 策定会議

- 第1回 平成25年4月22日
 - ・経過説明、推進体制、基本計画策定スケジュールについて
- 第2回 平成25年7月23日
 - ・第1期基本計画の総括と第2期基本計画の基本的方針について
- 第3回 平成25年10月22日
 - ・第2期基本計画（案）について

■ 幹事会

- 第1回 平成25年5月13日
 - ・経過説明、推進体制、基本計画策定スケジュールについて
- 第2回 平成25年5月30日
 - ・再開発事業の検討について
- 第3回 平成25年6月21日
 - ・再開発事業の検討について
- 第4回 平成25年7月5日
 - ・再開発事業の検討について
- 第5回 平成25年8月28日
 - ・中心市街地の今後の在り方について
- 第6回 平成25年9月25日
 - ・中心市街地の今後の在り方、目標・指標の検討、実施事業の検討
- 第7回 平成25年10月18日
 - ・第2期基本計画（案）について

(2) 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた検討の場

① パブリックコメント

平成 25 年 11 月 16 日～12 月 16 日の期間において、「第 2 期豊橋市中心市街地活性化基本計画（素案）」に対するパブリックコメントを実施した。その結果、67 件の意見や要望が寄せられ、本計画への参考とした。

② 地域説明会

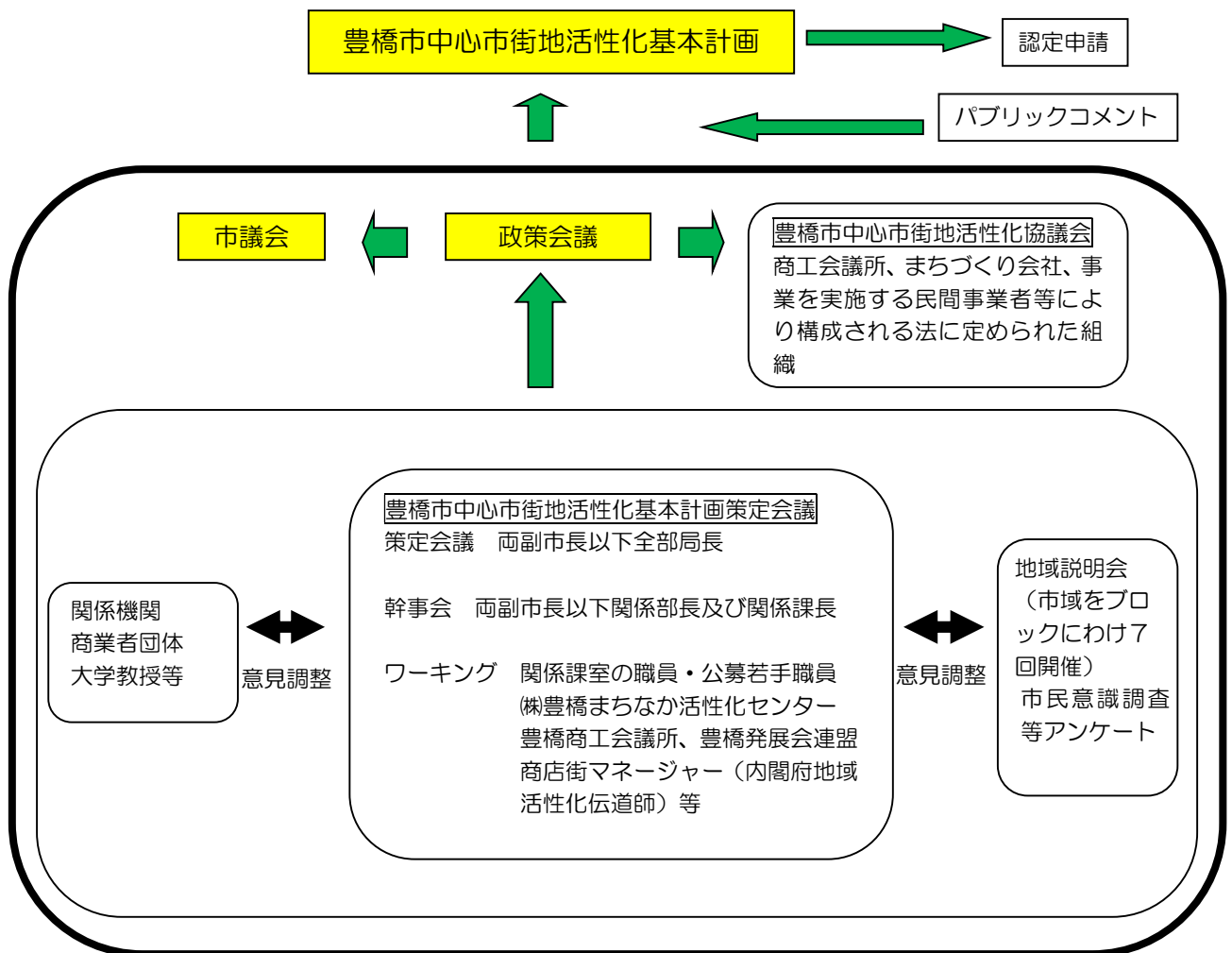
生活者・利用者の視点から、中心市街地の将来像や魅力向上のための具体的な方策を検討するために、平成 25 年 11 月に市内を 7 つの地域に分けて地域説明会を実施し、地元住民と意見交換を行った。

③ 関係機関、商業者団体、市内三大学の教授等との意見交換

平成 25 年 11 月～12 月にかけて、本計画についての意見を交換するため、中心市街地活性化の都市機能の増進及び経済活力の向上に資する目的で組織された豊橋まちなか活性化推進協議会幹事会や豊橋発展会連盟との意見交換会を開催した。

また、豊橋技術科学大学、愛知大学、豊橋創造大学の教授等と本計画に関する意見交換も併せて行った。

[豊橋市中心市街地活性化基本計画策定組織体系]



[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

豊橋商工会議所及び(株)豊橋まちなか活性化センターは、平成20年6月、豊橋市中心市街地活性化協議会を設けた。協議会の構成員は豊橋商工会議所、(株)豊橋まちなか活性化センターの他、商業者、地権者、交通事業者、都市開発事業者、行政からなる13団体の代表者等の14名である。様々な主体が参加するまちの運営を横断的かつ総合的に企画調整し、東三河の顔となるにぎわいのある中心市街地にしていくことを目的とし、基本計画の策定スケジュールにあわせて会議を開催し意見を述べることとしている。

また、協議会の目的を達成するため下部組織として運営委員会を設け、豊橋市の策定会議の幹事会と連携をとりながら、随時運営委員会を開催し意見調整を行うこととしている。

(1) 構成員

【協議会構成員】

役職	構成員 団体・企業名	所属・団体 企業等役職	法令根拠
会長	豊橋商工会議所 (株)豊橋まちなか活性化センター	会 頭 代 表 取 締 役	法第15条第1項関係 (商工会議所・まちづくり会社)
副会長	豊橋商工会議所	副 会 頭	法第15条第1項関係 (商工会議所)
委 員	株式会社マッターホルン	代表取締役社長	法第15条第4項関係 (商業者)
	豊橋ステーションビル株式会社	代表取締役社長	法第15条第4項関係 (商業者)
	株式会社大木家	代 表 取 締 役	法第15条第4項関係 (地権者)
	豊橋発展会連盟	会 長	法第15条第4項関係 (商業者)
	株式会社精文館書店	代表取締役社長	法第15条第4項関係 (商業者)
	株式会社ほの国百貨店	代表取締役社長	法第15条第4項関係 (商業者)
	ヤマサちくわ株式会社	代表取締役社長	法第15条第4項関係 (商業者)
	豊橋市	産 業 部 長	法第15条第4項関係 (市)
	豊橋市	企 画 部 長	法第15条第4項関係 (市)
	中部ガス株式会社	常 務 取 締 役	法第15条第4項関係 (都市開発事業者)
	株式会社サンヨネ	代表取締役社長	法第15条第4項関係 (商業者)
	豊橋鉄道株式会社	代表取締役社長	法第15条第4項関係 (交通事業者)

【運営委員会構成員】

委員会役職	事業所名	役職
委員長	株式会社マッターホルン	代表取締役社長
委員	豊橋ステーションビル株式会社	代表取締役社長
	株式会社大木家	代表取締役
	豊橋発展会連盟	会長
	株式会社精文館書店	代表取締役社長
	株式会社ほの国百貨店	代表取締役社長
	ヤマサちくわ株式会社	代表取締役社長
	豊橋市産業部まちなか活性課	課長
	中部ガス株式会社	常務取締役
	株式会社サンヨネ	代表取締役社長
	豊橋鉄道株式会社	代表取締役社長
	豊橋市産業部商工業振興課	課長
協議会副会長	株式会社イシグローイング	代表取締役社長

(2) 協議会開催状況

○第1回 平成25年9月4日

- ・第1期基本計画の総括と第2期基本計画の基本的方針について

○第2回 平成25年11月18日

- ・第2期基本計画（案）について

(3) 意見書

平成25年12月16日

豊橋市長
佐原 光一 様

豊橋市中心市街地活性化協議会
会 長 吉川 一弘

豊橋市中心市街地活性化基本計画(素案)に関する

意 見 書

平成25年11月22日付け25豊まち第85-2号で、依頼のありましたことについて、本協議会の意見は次のとおりです。

(意見)

豊橋市中心市街地活性化基本計画(素案)(以下「基本計画案」)は、豊橋市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものである。

(付帯意見)

基本計画案に盛り込まれた事業については、目標を達成するための適切で具体的な取組みが示されており概ね妥当と言えるが、更に目標を実現させるために次のことを申し添えます。

1. 「豊橋らしさ」を常に検証し、明確な長期ビジョンを見据え、関係機関等との連携を強化し計画を推進されたい。
2. 東三河地域を商圈とする本市では、中心市街地への来街手段として、自動車の来街は無視できないと考える。駐車に関する利便性の向上はもとより、道路交通網の利便性について、今後の懸案事項として取り扱って頂きたい。
3. 今後、基本計画案に記載されていない事業が実施されることとなった場合、事業者、協議会と連携協議し適時基本計画の変更等の対応を実施されたい。

以 上

法第9条第6項に基づき、本計画の変更案に対する意見の聴取を平成30年2月6日付けで協議会に対して行った。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 様々な主体の巻き込み

中心市街地活性化については、行政だけでなく市民団体や事業者等のそれぞれが主体的に活動するとともに、役割分担を図りながら、協働で取り組んでいくことが求められる。

① 市民団体や民間事業者等の取組の状況

市では、市民全体で市民協働によるまちづくりを進めていくため、平成19年4月に「豊橋市市民協働推進条例」を施行し、市民協働によるまちづくりの基本理念、役割、公益的貢献活動を行う団体への支援方法、市民参加の手法等を明確にした。

市民協働の現況としては、地域住民、商店街、企業などが連携して立上げた実行委員会が開催する「とよはしまちなかスロータウン映画祭」や「アートイベント sebone (せぼね)」などの中心市街地の活性化をテーマとしたイベントやシンポジウムが定着してきているほか、最近では、商店街マネージャーが地元大学生をサポートして「まちなかお店マップ」を作成したり、地元建築家と共同で「空き家・空き店舗見学ツアー」を開催したりするなど、中心市街地に関する情報提供を積極的に行っている。

また、近年では、民間事業者主催の婚活イベント「駅コン」等や、地域の多様なメンバーで構成する実行委員会が主催し、割安な価格で1日に数軒のお店を回れる「Toyo はしごナイト」が中心市街地の飲食店の大きな集客イベントとなっている。

② 大学と地域の連携の状況

豊橋技術科学大学が中心市街地にサテライトオフィスを設け、まちづくり等の公開講座の開催、中心市街地をはじめとする都市計画プランや研究成果のパネル展示などを行い、大学と商店街を始めとする地域との連携事業を進めている。

また、大学生による空き店舗を活用した商学連携チャレンジショップ事業として商店街等と連携し、期間限定ながら店舗運営を行っている。こうした取組は、単なる試みに留まらず直接的な商業活動へと広がっている。

平成24年度には、愛知大学に地域政策学部が新たに誕生し、単に教育で学ぶだけでなく現地で学ぶためのフィールドワークや地域貢献活動を通して、学生が地域と協力し、まちづくりに取り組んでいる。その一環として、「学生都心定住500名計画」と称した研究も行っている。

③ 商店街マネージャー

平成24年度から愛知県商店街振興組合連合会より豊橋市に商店街マネージャーが派遣され、中心市街地の活性化に向け、商店街へのアドバイス、空き店舗対策、人材育成、情報発信等を行っているほか、豊橋市まちなか活性化課、商工会議所、(株)豊橋まちなか活性化センター等と連携し、活性化に向けた様々な取組を進めている。派遣された商店街マネージャーは、内閣府より「地域活性化伝道師」にも登録されている。

(2) 客観的現状分析、ニーズ分析

① 中心市街地の現況データ整理・分析

統計データ等に基づき、中心市街地の現状と課題について客観的に整理するとともに、

中心市街地のポテンシャルについて分析した。

居住人口の減少や商業業務機能の低下などに伴い、歩行者通行量は減少してきており、これまでの都市機能の集積に対し、現状、まちなかのにぎわいについては低下している。

(1 - [2] 参照 : p3~p17)

② 中心市街地利用促進に関するアンケート調査

平成 23 年 7 月、18 歳以上の市民 2,000 人（無作為抽出、824 人回答）を対象にした郵送調査と中心市街地の路上調査（回答 100 人）により、中心市街地への来街頻度、来街目的、来街手段及び来街しない理由等を調査した。

(1 - [4] (1) 参照 : p30~32)

③ 市民意識調査

平成 25 年 6 月に、20 歳以上の市民 5,000 名（有効標本 2,549）を対象にして行った豊橋市市民意識調査において、中心市街地に関する項目を設けて、中心市街地での買物場所や中心市街地に必要な機能等、今後の来街意向等について把握した。

(1 - [4] (2) 参照 : p33~35)

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 東三河振興ビジョンにおける中心市街地の位置付け

平成 25 年 3 月、東三河地域の振興施策について、東三河の市町村・民間組織等と愛知県が協議を行い、東三河振興ビジョンを策定した。東三河振興ビジョンは、東三河地域が目指すべき 10 年後の将来像や、その実現に向けて重点的に取り組む施策の方向性を明らかにする「将来ビジョン」と、将来ビジョンに位置付けた重点的な施策を具体化し、着実に推進していくための「主要プロジェクト推進プラン」で構成される。東三河の魅力の創造・発信を重点的施策に位置付け、にぎわいを生む都市の魅力づくりのための主な取組として、以下のように記載している。

<抜粋>

②にぎわいを生む都市の魅力づくり

- ・ 豊橋駅周辺は、「東三河の顔」として、「穂の国とよはし芸術劇場（プラット）」を核としたイベントの展開や商業の活性化、まちなか居住等を推進
- ・ 豊川稲荷の門前町や、ラグーナ蒲郡を始めとする三河港のウォーターフロントなど、各地域の特性を活かしながら、地域内外からの集客を促す仕掛けづくりや、魅力ある空間づくりを推進。また、各地域の中心市街地の活性化等を推進

(2) 第 5 次豊橋市総合計画における中心市街地の位置付け

平成 23 年 3 月、平成 32 年度を目標年次とした第 5 次豊橋市総合計画を策定した。総合計画では、少子高齢化の進行、地球環境問題など従来の価値観や仕組みでは対応することの難しい課題に対応するため、世代や地域を越えて市民が力を合わせながらまちをつくり上げることを目指し、「ともに生き、ともにつくる」をまちづくりの基本理念、「輝き支えあう水と緑のまち・豊橋」を将来都市像とし、まちづくりの基本的方向を「活力と魅力にあふれるまちづくり」、「健やかに暮らせるまちづくり」、「心豊かな人を育てるまちづくり」「環境を大切にすまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「快適で利便性の高いまちづくり」と定めている。

中心市街地の活性化については、選択と集中の観点から重点的に対応していく取組として戦略計画の 1 つに位置づけられている「まちなかにぎわいプラン」で、以下のように記載している。

<抜粋>

3. まちなかにぎわいプラン

3-1 魅力拠点創造プロジェクト

まちなかのにぎわいを創出するため、芸術・文化の交流拠点を整備するとともに、駅前での優れた景観の保全・形成に努めるほか、魅力ある商業・サービス業の集積や都心居住を促進するための再開発に取り組みます。

3-2 にぎわい創出プロジェクト

まちなかにおける文化的・経済的な交流の拡大を図るため、中心市街地における魅力的で個性的な交流事業を積極的に展開するとともに、意欲的な事業者の新たな取組を支援します。

(3) 都市計画マスタープランとの整合性について

平成23年3月、平成32年度を目標年次とした豊橋市都市計画マスタープランを策定した。都市計画マスタープランでは、豊橋らしさを活かしたまちをつくりあげるため、都市ビジョンとして「歩いて暮らせるまち」、「水と緑にふれあうまち」、「元気に輝くまち」の3つを掲げている。

中心市街地については、目標像別の方針の中で以下のように記載している。

<抜粋>

7. 市街地整備

(1) 中心市街地の整備

- ・ 都市拠点である豊橋駅周辺での魅力とにぎわいを創出するため、中心市街地での再開発の促進や新たな交流拠点の整備などに取り組みます。
- ・ まちなか居住を推進するため、都市機能の集積を図るとともに、民間事業者による再開発などへの支援により、高齢者や環境に配慮した都市型住宅の供給を促します。
- ・ 回遊したくなるまちをつくるため、様々な文化財や歴史的建物、史跡、伝統文化を活用し、文化資産のネットワーク化を進めます。

(4) 大規模小売店舗立地法の特例措置による中心市街地への集積

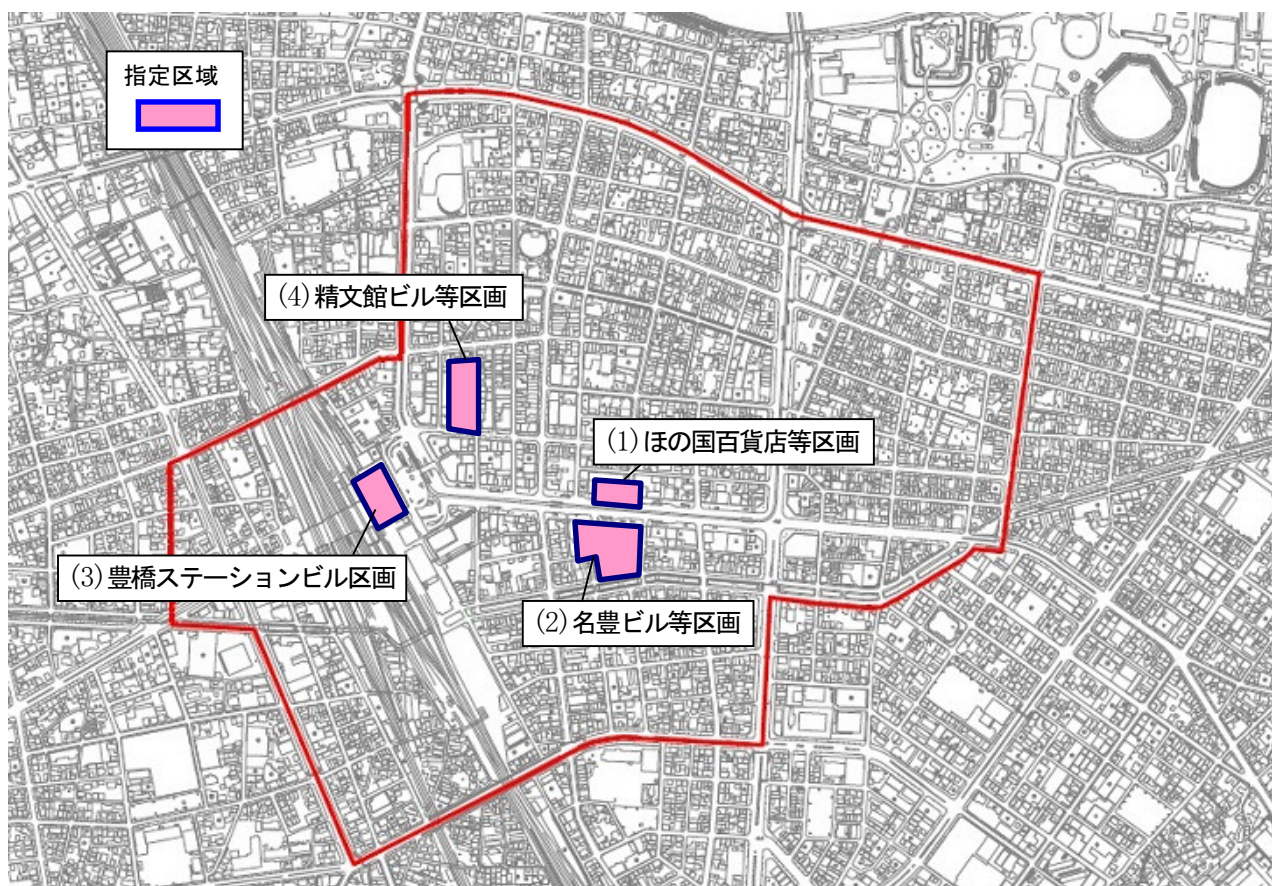
大規模小売店舗立地法の特例区域の指定を受け、大規模小売店舗立地法上必要な手続きを簡素化することにより、大規模小売店舗の新規立地や既存店舗の売場増床等によるリニューアルを図り、中心市街地への商業集積を促進する。

【特例区域の指定の状況】

平成24年3月2日、愛知県は、下記の4区域について大規模小売店舗立地法の第二種特例区域に指定した。

- (1) 県道 143 号豊橋停車場線並びに豊橋市道上传馬町・駅前大通 2 号線、広小路 2 号線及び関屋町・駅前大通 10 号線で囲まれた区域
- (2) 県道 143 号豊橋停車場線並びに豊橋市道駅前大通・東小田原町 6 号線、駅前大通 3 号線、駅前大通・東小田原町 5 号線、駅前大通 4 号線及び駅前大通 15 号線で囲まれた区域
- (3) 豊橋市花田町字西宿無番地の一部
- (4) 豊橋市道大橋通・萱町 15 号線、松葉町・駅前大通 4 号線、広小路 1 号線及び松葉町・広小路 8 号線で囲まれた区域

<位置図>



[2] 都市計画手法の活用

○準工業地域における大規模集客施設の立地制限

愛知県は、「愛知県商業・まちづくりガイドライン」の中で、中心市街地等の大規模小売店舗等の立地を誘導すべき地域を除き、準工業地域への大規模集客施設の立地を原則として抑制することが望ましいとしており、本市では、都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現するため、都市計画区域内のすべての準工業地域を対象として特別用途地区を決定し、広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設（床面積 10,000 m²を超える店舗等）の立地を規制している。

1. 対象地域 準工業地域全域 約 828ha (当初 979ha)
2. 特別用途地区の名称 大規模集客施設制限地区
3. 告示日 平成 19 年 12 月 28 日 (当初)、平成 20 年 12 月 26 日 (変更※1)、平成 22 年 12 月 24 日 (変更※2)

※1 準工業地域約 75ha を工業専用地域に用途変更

※2 準工業地域約 76ha を工業専用地域に用途変更

4. 豊橋市特別用途地区建築条例

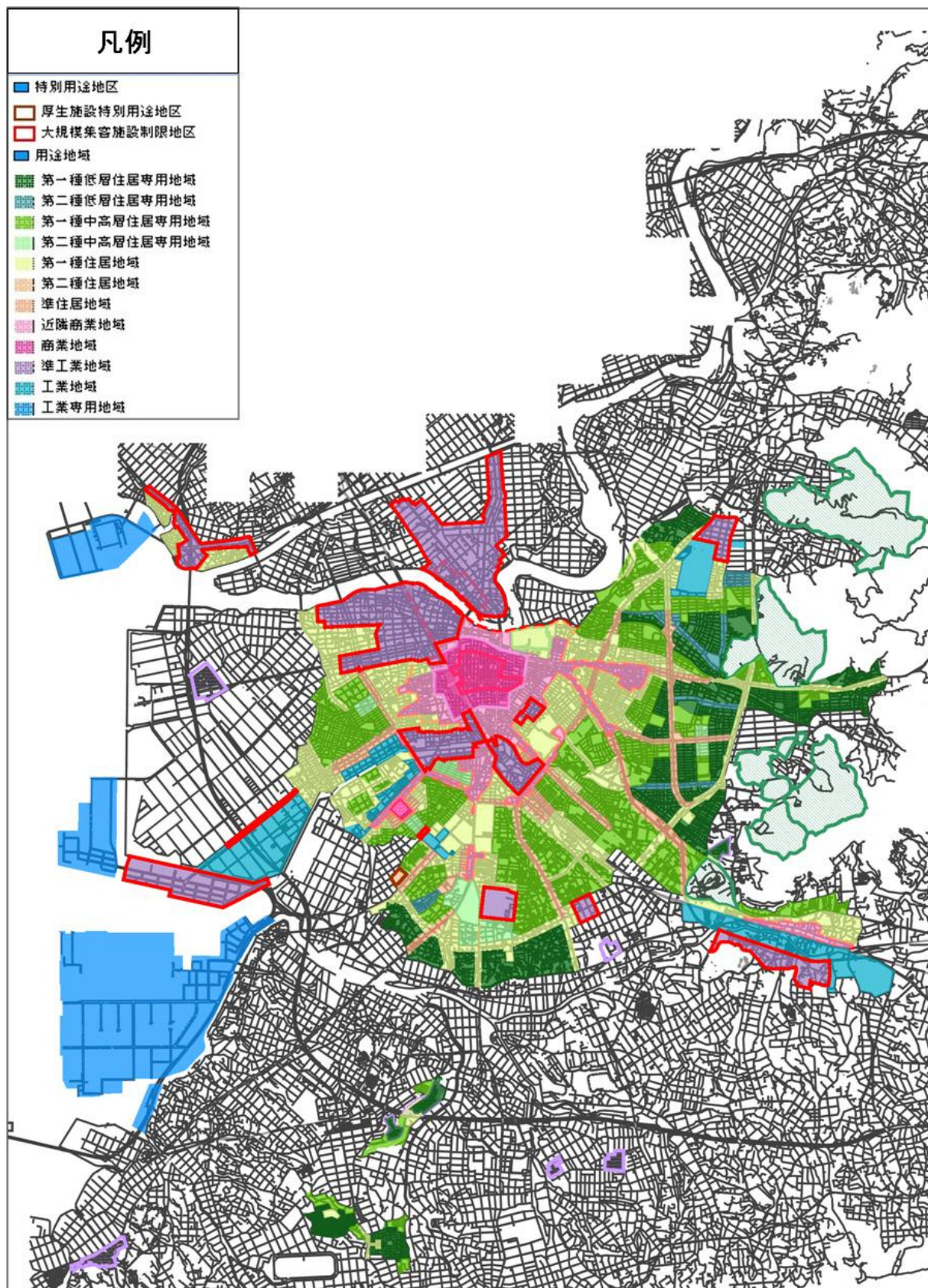
平成 19 年 12 月 28 日施行、平成 22 年 9 月 29 日 改正※3

※3 日常生活圏の広域化などに対応するため、豊橋渥美、宝飯及び新城各都市計画区域が統合され、都市計画区域の名称が「豊橋渥美都市計画区域」から「東三河都市計画区域」へ

[豊橋市特別用途地区建築条例の「大規模集客施設制限地区」に関する内容]

大規模集客施設制限地区	東三河都市計画特別用途地区の区域のうち、大規模集客施設制限地区の区域
条例の内容	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令第 130 条の 8 の 2 第 2 項で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超える建築物は特例以外の建築はできない。

[特別用途地区位置図]



[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地の公共施設等の概要

豊橋市及び東三河地域の中心として、国、県の機関や市役所が立地しているほか、美術博物館、こども未来館（ここにこ）、市民センターなど、生涯学習や市民活動の拠点となる施設も多く集まっており、市民や周辺地域も含めた人々が交流・活動できる場が中心市街地に集中している。

[中心市街地周辺に立地する主な公共公益施設]

行政施設	豊橋市役所 駅前窓口センター 市民センター 愛知県東三河総合庁舎 愛知県東三河建設事務所 豊橋警察署	豊橋地方合同庁舎 ハローワーク豊橋 豊橋税務署 名古屋法務局豊橋支局 東三河県民生活プラザ
文教施設	美術博物館 三の丸会館 公会堂 市民プール 武道館 穂の国とよはし芸術劇場（プラット）	こども未来館（ここにこ） 文化財センター 小中学校（3） 幼稚園（3） 専修学校（6）
医療・福祉施設	八町地域福祉センター 救急告示病院（3）	病院・療養所（7） 保育園（2）

(2) 大規模集客施設等の立地状況

本市には、市内全域で店舗面積が5,000㎡を超える大規模小売店舗が15施設立地しており、店舗面積は合計163,511㎡となっている。そのうち、4施設・店舗面積37,885㎡が中心市街地に立地し、店舗面積にして市内全域の約23%を占める。

近年では、郊外立地がほとんどで、その他の大規模集客施設も郊外に立地しているのが現状である。

こうしたなか、「準工業地域における大規模集客施設の立地制限」や「大規模小売店舗立地法の特例区域設定」等の施策を一体的に進めつつ、既存のストックを有効活用するとともに、まちなかへの都市機能の集積を推進していくものである。

[豊橋市内における大規模小売店舗（店舗面積 5,000 m²以上）]

番号	分類	名 称	開業年	延べ面積(m ²)	備考
①	中心	名豊ビル	S 4 3	8, 8 1 4	
②	中心	豊橋ステーションビル	S 4 5	1 0, 5 9 0	
③	郊外	ホームセンターマルス	S 4 6	5, 5 8 7	
④	中心	ほの国百貨店	S 4 9	1 2, 6 1 6	～H 2 2 豊橋丸栄
⑤	郊外	アピタ向山店	S 5 0	1 6, 6 5 0	
⑥	郊外	豊橋ファミリープラザ	S 5 3	1 7, 1 3 0	イトーヨーカ堂
⑦	郊外	バロー豊橋店	H 1 9	8, 5 7 7	S 5 4～H 1 8 ジャスコ豊橋店
⑧	郊外	ビッグ・タウン	H 7	6, 9 2 6	コジマ ドミー
⑨	郊外	ヤマナカ・カーマ汐田橋プラザ	H 8	8, 1 6 3	ヤマナカ カーマ
⑩	郊外	L I F E S T A G E 2 1	H 9	8, 0 6 2	安井家具 トイザラス
⑪	郊外	豊橋南ショッピングセンター	H 9	2 8, 1 6 6	イオン
⑫	郊外	フィール豊橋柱五番町店	H 1 7	6, 4 8 0	フィール ヤマダ電機
⑬	郊外	豊橋南プラザ	H 1 8	1 4, 8 0 8	カーマ マックスバリュ しまむら スギ薬局
⑭	郊外	ニトリ豊橋店	H 2 3	5, 0 7 7	
⑮	中心	F A C E 豊橋、精文館書店本店	S 4 4	5, 8 6 5	H 2 4. 3店舗面 積変更
合 計				1 6 3, 5 1 1	

(資料：豊橋の産業)

[豊橋市内における大規模集客施設（映画館、遊技場等）]

番号	分類	名 称	開業年	建物面積(m ²)	備考
①	郊外	アミューズメントビル (ユナイテッドシネマ)	H 1 1	1 9, 0 8 3	映画館、ゲームセンタ ー、ボーリング場、飲 食店
②	郊外	ラウンド・ワン	H 1 8	1 1, 2 6 4	スポーツアミューズメ ント、ボーリング場、 カラオケ、飲食店
合 計				3 0, 3 4 7	

(資料：資産税台帳)

[豊橋市内における大規模集客施設等の立地]



[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に向けて行う事業として、豊橋市中心市街地活性化基本計画に掲載している事業は、以下のとおりである。

○市街地の整備改善のための事業

- ・豊橋駅前大通二丁目地区第1種市街地再開発事業
- ・豊橋広小路三丁目A-2地区優良建築物等整備事業
- ・豊橋駅前大通三丁目地区優良建築物等整備事業
- ・豊橋広小路一丁目南地区優良建築物等整備事業

○都市福利施設を整備する事業

- ・まちなか図書館（仮称）整備事業
- ・まちなか広場（仮称）整備事業

○まちなか居住を促進するための事業

- ・豊橋駅前大通二丁目地区第1種市街地再開発事業（再掲）
- ・豊橋広小路三丁目A-2地区優良建築物等整備事業（再掲）
- ・豊橋駅前大通三丁目地区優良建築物等整備事業（再掲）
- ・豊橋広小路一丁目南地区優良建築物等整備事業（再掲）
- ・地域優良賃貸住宅整備及び供給促進事業

○商業・サービス業の活性化のための事業

- ・商店街空き店舗対策事業
- ・豊橋駅前大通二丁目地区第1種市街地再開発事業（再掲）

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

実践的・試験的な活動の内容・結果

(1) 公共駐車場料金の見直し

自家用車での中心市街地への来街者の利便性向上と滞在時間の延長を図るため、平成24年度は10月から12月の毎日、平成25年度は後述の歩行者天国の開催期間（H24：4/28～6/23、9/15～11/17）に、公共駐車場（508台収容可）の料金を入庫後30分150円から入庫後最初の60分まで150円に値下げした。

平成24年度の結果をみると、利用台数の著しい増加は見られないものの、利用台数の下落率が減少したことから料金の見直しが来街のきっかけとなることが示された。今後は、中心市街地活性化に向け、駐車場の利用者及び中心市街地来街者のニーズをくみ取り、関係機関との連携を計りながらサービスを展開していく。

(2) 歩行者天国の開催

中心市街地のにぎわい創出のため、平成24年の秋から歩行者天国の開催を始めた。初年度は、中心市街地活性化社会実験として開催し、中心市街地に人を呼び込むなどにぎわいの創出につながった一方、歩行者天国の開催エリアでは商業の売上向上に結びつく目に見える波及的な効果はそれほど得られなかった。

このため、開催エリアの店舗を知ってもらうなど、売上に結びつくような商業者を主体とした積極的でわかりやすく魅力のある販促キャンペーン等にも取り組んでいく。

(3) 公共交通券（おかえりキップ）事業

公共交通の利用促進と来街者の増加を図るため、(株)豊橋まちなか活性化センターが商店・大型店や交通事業者と連携して、平成17年3月から路面電車を利用して来街する買物客に対し、「市電（路面電車）おかえりキップ」を無料で提供するサービスを実施している。利用枚数は平成20年度まで毎年増加し一定の成果を上げたが、平成21年度以降の実績は毎年減少している。

平成24年度からは、歩行者天国の開催にあわせて公共交通券（おかえりキップ）のサービスの拡充を行い、路面電車に加えて、渥美線や路線バスも対象とした。利用実績は想定していたほど伸びなかったが、公共交通券（おかえりキップ）を利用した来街者の中心市街地での滞在時間は、自家用車で来街した場合に比べ長くなる傾向があり、回遊性の向上に有効であると考えられる。今後は、歩行者天国開催時におけるイベントとともに、買物との効果的な融合が図られるよう検討していく。

[市電（路面電車）おかえりキップ年度別利用実績]

(単位：枚)

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用枚数	13,508	12,291	10,272	10,105	9,545

[H24 歩行者天国開催期間の公共交通券（おかえりキップ）利用実績（10～12月）]

(単位：枚)

交通手段	路面電車	豊橋鉄道渥美線	豊鉄バス
利用枚数	2,618	502	1,272

[2] 都市計画との調和等

「第10章[1]都市機能の集積の促進の考え方・[2]都市計画手法の活用」を参照

[3] その他の事項

特になし

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
<p>第1号基準 基本方針に適合するものであること</p>	<p>意義及び目標に関する事項</p>	<p>国の基本方針による中心市街地活性化の意義及び目標を踏まえ、コンパクトで活力ある中心市街地を目指し、豊橋市の中心市街地活性化の意義及び3つの目標を記載している。 1章（p1～p37）、3章（p48～p58）参照</p>
	<p>認定の手続</p>	<p>中心市街地活性化協議会と十分な協議を行い、平成25年12月16日付で意見を得ている。 9章〔2〕（p93）参照</p>
	<p>中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項</p>	<p>中心市街地の位置及び区域は中心市街地の各要件を満たしている。 2章（p38～p47）参照</p>
	<p>4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項</p>	<p>市の推進体制、中心市街地活性化協議会等との関係、客観的現状分析、ニーズ分析、様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分に取り組んでいる。 9章（p88～p95）参照</p>
	<p>中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項</p>	<p>都市計画マスタープランでコンパクトシティを将来都市構造の基本的考えとし、可能な限り中心市街地に都市機能の集積を図るとともに、準工業地域における大規模集客施設の立地規制を明確化している。 10章（p96～p104）参照</p>
	<p>その他中心市街地の活性化に関する重要な事項</p>	<p>都市計画法・その他法令及び本市の総合計画や都市計画マスタープランに適合した計画となっている。 11章（p105・106）参照</p>

第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	掲げる3つの目標実現のために必要な具体的な事業を記載している。 4章～8章（p59～p87）参照
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各事業の実施が目標達成に寄与することを、事業の概要とともに合理的に説明している。 3章（p48～p58）参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	おおむねの事業について、事業主体は特定されている。 4章～8章（p59～p87）参照
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について、平成30年度までの計画期間内に完了もしくは着手できる見込みである。 4章～8章（p59～p87）参照